

法人税 消費税 国際課税 から  
 企業に関する重要な**裁決事例**を精選!

# 税務重要裁決事例 企業編 第2集

元審判官が解説! 税理士が**誤りやすいポイント**



実務経験豊かな元審判官が、独自の目線で選び抜き解説した、裁決事例解説書

収録内容 (計41事例)	
法人税関係 (計29事例)	
所得の帰属	役員給与
収益事業	寄附金
収益の処理	欠損金控除
収益の計上時期	ヘッジ処理
受取配当	リース取引
費用の処理	理由附記
減価償却	収用の特例
繰延資産	
消費税関係 (計3事例)	
国際課税関係 (計9事例)	
国内源泉所得	外国子会社合算税制
外国税額控除	移転価格税制 (国外関連者寄附金)

[編集代表] **成松 洋一**

---

[体裁] A5判 / 296頁

[定価] 3,520円 (本体: 3,200円 + 税10%)

本書1冊で企業に関する**税務の判断の拠り所**が掴める!

元審判官による税理士必携の裁決事例解説書



目次〔一部抜粋〕

法人税関係(計29事例)

所得の帰属

◎取引先から元代表者に支払われた金員は、請求人に帰属する収益とは認められないとされた事例(平29.3.10裁決)

収益事業

◎特定非営利活動法人が行う事業が、その事業に従事する65歳以上の者(特定従事者)の生活の保護に寄与しているものに該当しないとされた事例(令2.3.5裁決)

収益の処理

◎不動産に係る賃借物件の賃料として損金の額に算入される金額及び転貸物件の賃料として益金の額に算入される金額は、賃借契約及び転貸契約による減額後の月額賃料に基づいて算出された金額であって、当該各契約の全期間の月額賃料の合計額を当該全期間で均等あん分した月額賃料相当額に基づいて算出した金額ではないとされた事例(平30.6.15裁決)

収益の計上時期

◎都市再開発法に基づいて収受した土地に係る補償金及び土地の明渡し等に伴う損失の補償金等は、本件係争事業年度の収益の額に算入されないとされた事例(平24.10.5裁決)

受取配当

◎外国法人が株式会社である場合、外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国子会社に該当するかどうかは、「株式の数」により判断すべきとされた事例(平30.12.14裁決)

消費税関係(計3事例)

◎土地・建物の信託受益権の取得に要した手数料に係る課税仕入れは、共通用とすべきとされた事例(平30.4.25裁決)

◎請求人が国際郵便により輸出した腕時計について、輸出免税として消費税の確定申告を行ったところ、本件輸出に関して輸出許可を証する書類の保存が要件とされており、当該書類の保存がないから輸出免税の適用はないとされた事例(平30.6.5裁決)

◎個別対応方式により課税仕入れに係る消費税額を計算するに当たり、調剤薬品等の課税仕入れは、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに区分すべきと判断された事例(令元.7.17裁決)

国際課税関係(計9事例)

国内源泉所得

◎韓国法人との契約に基づいて支払った対価について、広告に用いる画像は無償で提供する旨の契約条項があったとしても、契約意思を合理的に解釈すれば、その本体をなす合意は著作物の利用の対価であり、国内源泉所得となる著作権の使用料であると認定された事例(平27.3.11裁決)

外国税額控除

◎前期以前に収入計上(未収利息)していた韓国法人からの受取利息が本事業年度に支払われ、韓国において外国税額が源泉徴収されたため、法人税確定申告書に別表6(2)「外国税額控除の明細書」等を添付していたが、本事業年度に国外所得がないために外国税額控除は行わず、当該外国税額を所得加算しなかった税務処理について、外国税額控除を選択しているのだから当該外国税額は所得加算すべきとされた事例(平29.5.23裁決)

税理士が押さえておくべき重要な裁決事例の要点や審判官の判断の根拠となる考え方、税理士が誤りやすい判断を「ポイント解説」と「留意点」として、わかりやすく解説

法人税

請求人が請求人の元代表者に退職金として支払った金員は、当該元代表者に退職の事実があるから、損金の額に算入すべきとされた事例

令和2年12月15日裁決 裁決事例集No121

裁決の要旨

原処分は、請求人の元代表取締役(本件元代表者)が、請求人の代表取締役及び取締役の辞任(本件辞任)後においても、引き続き請求人の経営に従事しており、みなし役員に該当するから、実質的に退職したとは認められないとして、請求人が本件元代表者に支払った退職金の金額(本件退職金額)は、法人税法第34条(役員給与の損金不算入)第1項括弧書き所定の退職給与に該当しない旨を主張するが、①原処分がその認定の根拠として掲示する各事実に、いずれもその裏付けとなる退職当時の客観的な証拠がなく、②各関係者の各申述においても、本件元代表者の請求人への具体的な関与状況が明らかではない。また、③本件元代表者は、退職後に請求人から報酬等を受領していないと認められ、④本件元代表者の退職後に請求人の代表取締役となった者が、その代表取締役としての職務を全く行っていないと認められる証拠もないことからすれば、本件元代表者が退職後も継続して、請求人の経営に従事していたと認めることはできない。

したがって、本件退職金額は、退職給与として、請求人の損金の額に算入される。

本裁決のポイント解説

1 法人税法上、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を役員とするともに、取締役等の法的な地位を有して

143

本裁決の留意点

1 本事例では、請求人の代表取締役及び取締役を辞任した元代表者が、本件辞任後も継続して請求人の事業運営上の重要事項に参画していたとは認められず、請求人を実質的に退職していなかったとは認められないとしたものであるが、その判断に至った事実認定の過程は、実務においても参考となる。

2 原処分は、質問応答記録書を主張の根拠として審判所に提出している。質問応答記録書は直接証拠とはならないが、間接証拠として事実認定に使われることが多い。この点、本裁決においては、申述者と請求人との関係に言及し、利害が対立する場合には、申述の信用性につき慎重に検討する必要があるとしている。そして、申述の内容が具体性を欠くものであることや他の客観的証拠がないことから申述の信用性の評価を低いものとして位置付けている。争訟において審判所等が申述を証拠として採用するか否かについては、その申述の首尾一貫性や、内容の具体性なども考慮されることとなる。

また、原処分は画像データを主張の根拠として審判所に提出しているが、この点に関しても、当該画像データが退職時から相当期間が経過していること、具体的な業務内容との関係があいまいであること等から確な証拠たり得ないとしている。

なお、請求人側からすれば、質問応答記録書の申述者が利害の対立する者ではなく、他の客観的証拠との整合性があり、また、申述の内容に具体性があるなど、間接証拠の信用性を高める証拠が他にも存在する場合には、原処分の主張が採用される可能性もあることに留意すべきである。

3 審判所においては、裁判所と同様、法的三段論法により判断を行っている。法的三段論法とは、「法の適用は、法令の条文(要件=法的効果)を大前提とし、証拠によって認定された具体的事実を小前提として法令への当てはめを行い、その法的効果を判断することにより結論を導く」というものである。したがって、審査請求における主張・立証に当たっては、法的三段論法を意識した上で、審判所から主張へ

148

法人税

の支持を得られるよう努めることが肝要であろう。

◆関係法令  
法人税法第2条第15号、第34条第1項、法人税令第7条

◆関係キーワード  
役員退職金、みなし役員、法人の経営に従事、質問応答記録書

◆参考判決・裁決  
東京地裁平成29年1月12日判決・平成27年(行ウ)204号(税裁267号順号12952)  
平成24年3月27日裁決(裁決事例集No86)「(税務重要裁決事例 企業編)158頁」  
平成29年7月14日裁決(裁決事例集No108)「(税務重要裁決事例 企業編)165頁」

(高田次郎)

149

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

書名	価格	部数
税務重要裁決事例 企業編 第2集 ～元審判官が解説! 税理士が誤りやすいポイント～	[092023] 定価 3,520円(本体3,200円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いづれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について (一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が)	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

事務所名 \_\_\_\_\_ 公用 私用

フリガナ \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

様 ㊞

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokki.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印